

## 書評

Délégation à la langue française de Suisse romande et autre (2005),  
*L'intégration des migrants en terre francophone : Aspects linguistique et sociaux*, Le Mont-sur-Lausanne : Éditions LEP, 215p.

(フランス語圏スイス・フランス語代表部など、『フランス語圏地域への移住者の統合—言語的・社会的局面からの考察』)

西山 教行

フランス語を社会統合の共通言語としながらも、社会的政治的文脈が異なる場合、移住者に向けたフランス語政策はどのような多様性を示し、どのような共通点を持つだろうか。本書は、2001年12月にフランス、スイス、ベルギー、ケベックのフランス語圏諸国・地域の言語政策に関わる研究者や実務家により行われた、移住者の言語的社会的統合をめぐるセミナーの記録である。全体は「各国・地域の現況」、「異言語話者生徒の学校教育への統合」、「言語と言語学習」、「言語と就労、社会」の4部、合計14本の論文と、参加者の討議ならびに各国のフランス語政策機関の主導によりまとめられた6つの勧告から構成され、研究から政策提言という言語政策研究の一類型を示している。

ここでは、4つの国や地域、すなわちフランスのような中央集権型国家と、スイス、ベルギー、ケベックのような分権型社会の言語政策の特色を概観し、本書の梗概を伝えたい。

フランスは中央集権型言語政策を特色とし、第2次世界大戦後の比較的早い時期から移住者に対する包括的な言語政策を実施してきた。この政策は第4共和制下の大統領ドゴールの提唱により、1958年に「フランス本土に働くフランス人ムスリム労働者に向けた社会行動基金」が創設されたことを端緒とする。これは当時植民地だったアルジェリアに対する社会経済発展計画の一環として設立されたものだが、アルジェリアの独立後、1964年には「外国人労働者社会行動基金」に、1966年には「移住労働者社会行動基金」に、1983年には「移住労働者ならびに移住家族社会行動基金」に、2001年には「統合ならびに反差別のための行動基金」(FASILD)に改組された。この一連の改組は、植民地政策の一環として策定された社会政策が、次第に移住者とその家族の統合を包括的に取り扱う社会政策へ拡大と深化を遂げたことを示唆している。FASILDの活動を要約すれば、移住労働者やその家族の社会統合をめざした識字教育、フランス語教育政策の策定と監理にある。フラン

ス語能力こそ、社会統合の中核であり、これにより社会からの排除や差別に対抗することができる、FASILDはこのような確信にもとづき、言語教育の振興に努めている。

FASILDは植民地政策の延長線にある成人移住者を対象とした組織だが、子どもに向けたフランス語教育の取り組みは必ずしも植民地政策の延長線には位置づけられない。1970年以降の移住者児童への言語教育の歩みを振り返ると、統合的移民政策の問題点がいくつか浮かび上がる。問題の一端は移住者教育の多様性に起因する。すなわち、言語教育を通じた社会統合を図るべきは、ニューカマーの児童なのか、フランスに生まれた移住者の第2世代の子どもたちなのか、外国籍の子どものみを特別クラスで受け入れるべきなのか、あるいは国籍を問わず、言語能力が不十分なために修学に困難を覚える児童すべてを受け入れるべきのかなど、移住者への言語政策は法の下での平等と社会統合の促進との間に整合性が求められる点を考慮に入れると、学習者の対象化ひとつをとりあげても、それは自明ではない。また1970年から導入された出身国の言語文化教育のあり方も、その理念と現実に齟齬が認められる。これは、移住者が近い将来に出身国に帰還することを前提に構想され、出身国の言語文化の維持を目的としたものだが、移住者の定住化によりその目的は空洞化し、1998年の時点では、該当する生徒のわずか1/5がこの授業に出席したのみだという。さらに「出身国の言語文化」を当該国の公用語と規定しているために、それが生徒の家庭内言語ではないケースもまれではない。たとえば、アルジェリア出身のベルベル人生徒にとってアルジェリアの公用語であるアラビア語は家庭内言語ではないために、アラビア語の授業を受講する意義が少ない。出身国の言語文化の保持は移住者の社会統合にも有効であるが、どの言語文化が当事者にとって保持すべき価値を有するものか、社会言語学的観点からの精査が欠かせない。

出身国の言語文化教育は隣国のベルギーにも波紋を投げかけている。ベルギーはフランス語、フラマン語、ドイツ語を公用語とする連邦国家であり、3つの言語共同体と3つの地域が連邦を構成している。この中でワロンならびにブリュッセル共同体は、移住者の出身国であるイタリア、トルコ、モロッコ、ポルトガル、ギリシアの各政府と「パートナー憲章」を締結し、各国大使館の派遣する教員による多文化教育を導入した。しかしこの制度を受け入れた学校は少数にとどまっている。不評の理由は、フランスと同じく、規定された「出身国の言語」が生徒の現実の言語生活に必ずしも対応しないこと、また出身国の言語に否定的表象をもっているために学習動機が生まれない点などがあげられる。とはいえ、フランス語圏ベルギーにおける多言語多文化教育の振興はパートナー国にも同様の言語教育政

策、すなわちフランス語教育の拡充を求めることから、フランス語の国際普及のためにも不可欠であると著者は主張する。

スイスについての興味深い事例はジュラ州（カントン）の言語同化に認められる。スイスは4言語を公用語とする多言語国家であり、その土地がフランス語圏に属していれば、公共空間での言語をフランス語に制限する「地域性の原則」を採用している。しかし問題となるのは、言語境界が隣接し、混在するジュラのような地域やカントンである。ジュラでは19世紀以降の国内労働人口の動態に伴い、ドイツ語話者が流入し、19世紀中頃には彼らが多数派となった。しかし、20世紀になると住民は次第にフランス語への言語同化に転じた。20世紀後半にフランス語人口が増加した原因には、言語学習のコストや言語規範、言語の地位などが影響を与えている。独仏バイリンガル教育に対するそれぞれの住民の態度は対照的だった。ドイツ語系スイス人は学校でフランス語を学ばば公的生活に支障が生じないことから、バイリンガル学校の建設に積極的であったが、フランス語系スイス人はこれに消極的だった。というのも、彼らは学校で学ぶ標準ドイツ語の他に、スイス・ドイツ語も学ばなければ社会生活に不自由であると考えたため、言語学習のコストが高いと判断し、ドイツ語系スイス人の増加にもかかわらず、フランス語系スイス人はドイツ語を学ぼうとしなかったと推測される。また、ドイツ語系スイス人の母語であるスイス・ドイツ語はドイツ語の変種であることから規範が弱く、誤用に寛容であることから、彼らはフランス語という異言語を使用し、誤りをおかすことに抵抗が少なかったとも考えられる。これは規範性の強いフランス語と対照的である。さらにスイスではフランス語の言語文化の威信が高く、その影響力の強かった点もフランス語への同化が進んだ一要因としてあげられる。この事例は、移住者が受け入れ地の言語をどのように受け入れるかを考える上で、参考にすべき要因を提示している。

ケベックの移住者に対する言語政策は、言語問題が人為的介入により成果をあげうることの好例である。1969年と1989年に実施した移住者の言語使用に関する調査の比較研究は、この20年間に移住者の使用言語が英語からフランス語へと移行しつつあることを明示している。1969年のケベック州において就労や家庭環境において支配的だった英語の地位は20年後には逆転した。その主たる原因は、1977年に制定され、公共空間にフランス語を唯一の公用語とし、英語の排除をねらった「フランス語憲章」(101法案)にある。さらに、移住者の出身国がこれまでの英語圏からそれ以外の地域へと拡大したことも見逃せない。ケベックでは、現在、労働環境がフランス語に制約されているため、移住者はフランス語を

学習し、日常生活に使用する。とはいえ家庭において出身言語を使用する人口も決して少なくない。しかし統計学的調査は、家庭へのフランス語の浸透がフランス語による学校教育を通じて、時間を要しながらも着実に進展することを証明している。その一方で、英語に取り囲まれた「島」であるケベックにおいて、それ以外の地域での地位が著しく低いフランス語を独占的に振興することは、その共同体内部での威信は高いが、そこを一步外に出ると有用性を持たないという点で、フランス語を一種の「ラテン語」の地位に押し上げてしまうのではないかとの懸念もある。

翻って、移住者への言語教育が重要性を増している日本において、どのような言語教育政策を参照しつつ、日本社会にふさわしい言語政策を策定する必要があるだろうか。国においても地方自治体においても統合的な言語政策が確立されていない日本にあって、移民教育の経験に富む国々の先行事例を多角的な角度から検討し、移民の受け入れは言語教育にどのようなコストと影響を発生させるのかを正確に測定することが必要であると評者は考え、本書の意義はこの点につきる。とりわけ言語政策を継続的政策として実施すれば、成果をあげることを例証する点で、移住者へのフランス語政策に具体的成果をあげているケベックの取り組みには今後とも着目する必要がある。

(京都大学)